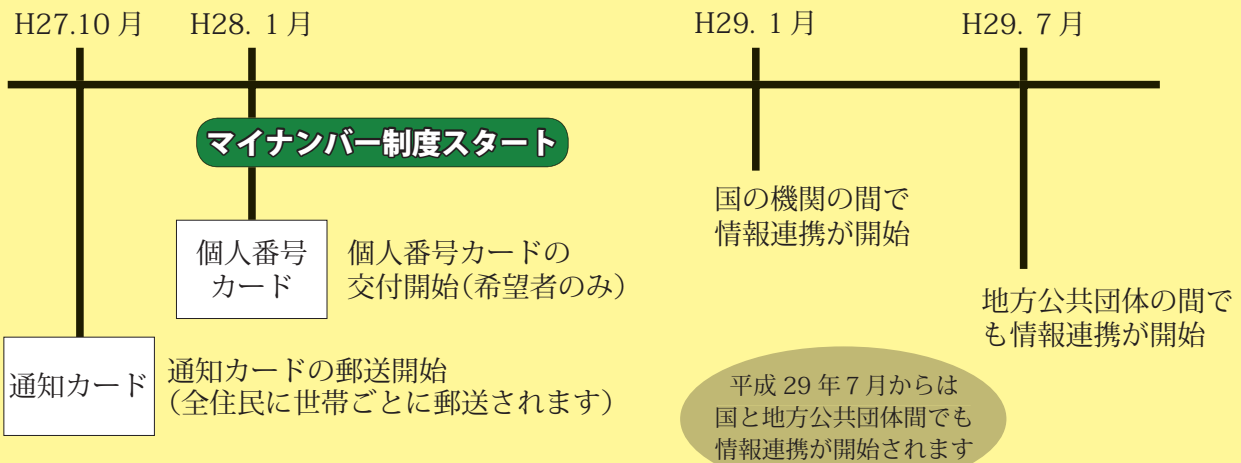


## ◆今後のスケジュール

マイナンバー（個人番号）を知らせる『通知カード』が10月以降に、原則として住民票に記載された住所に**簡易書留**で郵送されます。

そして、平成28年1月から行政機関等によるマイナンバーの利用が開始され、申請者には『個人番号カード』の交付が始まる予定です。

なお、平成29年1月から国の機関の間で情報のやりとりが開始され、半年後の7月から地方公共団体等の間でも情報のやりとりが開始される予定です。したがって、マイナンバー制度のメリットを受けられるのは、平成29年7月からとなります。



## ◆個人番号カードと通知カード

個人番号カードは、住民基本台帳カードと同様にICチップの付いたカードを予定しており、表面に基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）と顔写真、裏面にマイナンバーが記載される予定です。これは、主に本人確認のための身分証明書としても使用することができます。

通知カードは、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）とマイナンバーが記載されます。顔写真は掲載されませんが、通知カードでは本人確認ができません。そのため、申請等を行う場合には、運転免許証等の顔写真付きの公的証明書等の提示が必要となります。

なお、希望者には、個人番号カードの点字対応を行う予定です。



## Q & A

**Q** カードの記載内容に変更があったときの手続きは？

**A** 14日以内に住民票のある市区町村に届け出てください。

**Q** 通知カードを紛失した場合はどうしたらよいの？

**A** 住民票のある市区町村までご連絡ください。通知カードを再発行するか、個人番号カードの交付申請を行っていたかどうかとも考えられます。万が一、個人番号カードを紛失した場合は、第三者による不正使用等を防止するため、カードの一時停止処理が必要になります。

お問い合わせは『コールセンター』  
**0570-20-0178**まで  
 (全国共通ナビダイヤル)  
 平日9:30~17:30  
 (土日祝・年末年始を除く)